

プラスチック中間処理業務委託事業者募集要項

1 目的

区では、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき、区内全域でのプラスチック回収を実施する。

については、本件業務の確実かつ適正な履行を確保できる体制と、価格との均衡により事業者を選定するため、履行体制確認型提案評価方式(以下、「プロポーザル」という。)を実施する。

本募集要項は、本件プロポーザルに関する手続について、必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

(1)件名

プラスチック中間処理業務委託

(2)業務内容

区が区民から一括回収したプラスチックの分別収集物の中間処理を行う。

※詳細は、別途示す仕様書に記載のとおり

(3)令和8年度想定処理量

1,102,500kg(1社あたり)

※想定処理量は、あくまで予定の処理量のため、実際の処理量には、増減が生じる場合がある。

(4)履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(地方自治法施行令第167条の17に基づく長期継続契約)

(5)適用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(6)参考価格(令和7年度予算額)

125,911,500円【1kgあたり110円(税込)×1,144,650kg(令和7年度想定量)】

(うち消費税額及び地方消費税の額 11,446,500円)

※上記価格は、本件プロポーザルにおける提案の上限額を設定するものではない。

※本契約に係る予算要求額については、現在手続中につき未定である。

※予算額は令和7年度荒川区議会定例会2月会議により、令和8年度予算が可決されたときに成立する。

※契約締結時においては、区と契約候補事業者にて、予算額や現下の経済動向等を勘案のうえ、契約金額に係る協議を行うものとする。

3 選定数

2社を選定

4 プロポーザルの参加資格

本件プロポーザルの参加資格は、参加申込書の提出期限である令和7年10月15日時点において、以下の要件を全て満たすものとする。なお、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

(1)廃棄物処理に関する認可等がなされていること。

- (2)令和4年度から令和6年度までに、自治体の容器プラ又は製品プラに関する中間処理業務委託を受託した実績又は、産業廃棄物処理においてプラスチックに関する中間処理業務等を受託した実績(官民間問わず)を有すること。
- (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4)荒川区契約事務規則第7条の2に規定する資格審査サービスに登録されていること。
- (5)荒川区入札等参加停止措置要綱に定める規定に基づく入札等参加停止措置及び荒川区契約における暴力団等排除措置要綱に定める規定に基づく入札参加除外措置の期間中でないこと。
- (6)経営不振の状態(会社更生法(平成14年法律第154号)や民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により、更生又は再生手続きを行った場合等、客観的に経営不振の状態に陥っていることが明らかである状態)に陥っていないこと。
- (7)本件プロポーザルへの参加を希望する事業者の関係会社でないこと。
※関係会社とは、東京電子自治体共同運営電子調達サービス「物品買入れ等競争参加資格申請の手引き」に記載のある定義による。
- (8)宗教活動や政治活動を目的とする法人でないこと。

5 選定に当たっての評価

書類審査により評価する(プレゼンテーションは実施せず、資料に基づくヒアリングを実施する)。

6 プロポーザルへの参加の申込方法

(1)提出書類

本件プロポーザルに参加を希望する事業者は、別表1に掲げる次の書類を各1部提出すること。

ア 商業登記事項証明書の写し(発行日から3ヶ月以内)

イ 自社施設であることが判断できる登記簿謄本の写し又は各種許可証の写し

ウ 工場認定証などの写し

エ 「プラスチック中間処理業務委託」履行体制確認型提案評価 参加申込書(様式第1号)

オ 事業者概要(様式第2号)

※会社案内等があれば別途1部提出すること。

カ 事業者実績(様式第4号)

※4-(2)に該当する実績について、記載例を参考に実績全て正確に記載すること。

※実績を証明する書類として、契約書の表紙及び記名押印のある部分を添付すること。

(2)提出場所

〒116-0001

東京都荒川区町屋五丁目19番1号 清掃リサイクル事務所2階

荒川区環境清掃部清掃リサイクル推進課啓発指導係

電話:03-5692-6697

受付時間:午前8時30分から午後4時まで(土日祝を除く)

(3)提出方法

必要部数を持参又は郵送で提出すること。

※ファクス及びメールでの受付は行わないこととする。

(4)提出期限

令和7年10月15日(水) 午後4時まで

- ※郵送で提出する場合は、上記期限までに必着とする。
- ※郵送等の事故があっても、区はいかなる責任も負わない。

7 提案書等の提出方法

(1)提出書類

本件プロポーザルの参加申込みを行った事業者は、別表2に掲げる次の書類を提出すること。なお、資料の作成方法については、8 提案書等の作成方法を参照すること。

- ア 労働環境報告書(様式第5号)
- イ 履行体制の構築に対する考え方(様式第6号)
- ウ 令和8年度見積書(様式第7号)

(2)提出場所

〒116-0001

東京都荒川区町屋五丁目19番1号 清掃リサイクル事務所2階

荒川区環境清掃部清掃リサイクル推進課啓発指導係

電話:03-5692-6697

受付時間:午前8時30分から午後4時まで(土日祝を除く)

(3)提出方法

必要部数を持参すること(様式第6号は両面印刷・長辺綴じ、左上1ヶ所をホッチキスで綴じて提出)。

(4)提出期限

令和7年11月5日(水)午後4時まで

8 提案書等の作成方法

プラスチック中間処理業務委託仕様書を参照し、求められている内容を把握の上、次に掲げる書類を作成すること。

(1)労働環境報告書(様式第5号)

労働環境について確認項目ごとにチェックをすること。なお、本件業務の履行期間中に労働環境等の確認を行った際には、誠実に対応を行うこと。

(2)履行体制の構築に対する考え方(様式第6号)

履行体制の構築に対する考え方(通常時の受入体制、繁忙期の受入体制、施設の受入可能量、作業効率に対する配慮、管理体制、バックアップ体制、教育・研修・福利厚生、区の実施する啓発事業への協力)について、本様式4枚(A4タテ)で自由に記載すること。

(3)年間経費の見積書について(様式第7号)

様式に従い、必要経費を記載すること。

(4)留意事項

- ア 提案書は、写真やイラストを適宜使用し、わかりやすく記載すること。
- イ 特段の専門知識・技術を有しない者でも評価が行えるよう、平易にわかりやすく作成すること。
- ウ 提案書には、容易に提案者を特定できるような情報(社印、ロゴマーク等)は記載しないこと。

9 質問の受付及び回答方法

- (1)質問の受付は、募集要項及び仕様書に関する質問のみ受け付ける。
- (2)受付方法は、電子メール(携帯電話メールは不可)のみ受け付ける。

※書式は「質問書」(様式第8号)を使用しメールに添付すること。

※文章は日本語で記述し、事業者名、部署名、担当者名、電話番号、ファクス番号、電子メールアドレスを併記すること。

(3)電子メールの件名は、「プロポ質問(事業者名)」とすること。

(4)受付アドレス:seiso-recycle@city.arakawa.lg.jp

(5)受付期間は、令和7年10月22日(水)午後4時までとする。

※質問に関する電子メールを受信後、18の担当部署より送信元へ確認メールを送信する。上記受付期間までに確認メールが届かなかった場合には、18の担当部署に電話で確認すること。

※上記受付期間に届かなかったメールには回答しない。

(6)質問の回答は、令和7年10月27日(月)午後4時までに全ての参加事業者へ電子メールにより回答する。

(7)その他

ア 質問者の名称等は公表しない。

イ 審査に関する質問には応じない。

ウ 18の担当部署以外への質問や問合せは行わないこと。

10 プロポーザル参加の辞退

本件プロポーザルの参加申込後に辞退する場合は、「辞退届」(様式第3号)を提出すること。

11 プロポーザル関係資料に係る注意事項

(1)提出期限以降における本件プロポーザル関係書類の訂正、差替え及び再提出は認めない。

(2)区は、提出された書類を審査に係る業務以外に、提案者に無断で使用することはないが、選定作業に必要な範囲において複製を作成することができる。

(3)提出された本件プロポーザル関係書類は返却しない。

(4)本件プロポーザル関係書類の作成に当たっては、関係法規に準拠すること。

12 プロポーザル関係書類の不受理等

次のいずれかに該当する場合は、区は本件プロポーザル関係書類を受理しない。また、次のいずれかに該当することが明らかになった場合は、応募を取り消すことができる。

(1)本要項に指定する提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの

(2)本要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

(3)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

(4)記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

(5)許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

(6)提出書類に虚偽の内容が記載されているもの

(7)審査結果に影響を与える工作等を行う等、本件プロポーザルの公正な執行を妨げたもの

13 プロポーザルの日程(予定であり、変更する場合がある)

	事 項	年 月 日
1	参加申込書受付締切	令和7年10月15日(水)
2	質問受付締切	令和7年10月22日(水)
3	質問回答期限	令和7年10月27日(月)
4	提案書提出締切	令和7年11月 5日(水)
5	ヒアリング	令和7年11月 中旬
6	優先交渉権者決定	令和7年11月 中旬
7	最終審査結果通知	令和7年12月 上旬

14 配付資料

参加申込書の提出があった事業者には、申込時に「プラスチック中間処理業務委託仕様書」を配付する。

15 審査の実施

事業者候補者の選定については、評価委員会において、次の手順に基づき実施する。

(1)審査方法

申込事業者から提出された提案書等により、申込募事業者名を伏せて審査を行い、総得点数が7割を超える事業者のうち、最も評価が高い事業者を本件業務委託の第1位優先交渉権者とし、次点のものを第2位優先交渉権者とする。

(2)優先候補者の決定

申込事業者が2社以下であった場合には、提案書類等を評価委員会において審査し、当該事業者の総得点数が7割を超えることを条件にして、当該事業者を優先候補者とする。なお、総得点数が7割を超える事業者が1社であった場合、1社で2社分を請け負うことができる優先候補者とする。

16 結果の通知

審査結果は、提案書等を提出した全参加事業者に対して、令和7年12月上旬に書面により通知するとともに、区ホームページへの掲載により公表する。

なお、各評価項目の点数及び評価値等は公開しないものとし、審査に対する異議申立ては、これを受け付けない。

17 契約の締結

(1)本件プロポーザルは、2社を決定するもので、区は審査の結果、当該事業者の総得点数が7割を超える事業者のうち、最も評価が高いものを本件業務委託の第1位契約候補者とし、次点のものを第2位契約候補者として契約締結交渉を行うものとする。

(2)総得点数が7割を超える事業者が1社であった場合、1社で2社分の契約締結交渉を行うものとする。

(3)区は、第1・2位契約候補者を選定後、応募者の資格要件を満たさなくなったと認められた場合又は区と本件業務委託の契約締結交渉が不調となった場合は、次順位であるものと契約締結交渉を行うことができるものとする。

(4)選定後、契約候補者の取組体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すことがある。

18 本件プロポーザルに関する担当部署

〒116-0001

東京都荒川区町屋五丁目19番1号 清掃リサイクル事務所2階

荒川区環境清掃部清掃リサイクル推進課啓発指導係

電話:03-5692-6697

電子メールアドレス:seiso-recycle@city.arakawa.lg.jp

19 その他

(1)提出に伴う費用

参加申込書、提案書等の作成及び提出にかかる費用は、全て提出者の負担とする。

(2)その他の注意事項

ア 提案書作成のために区から受領した資料は、許可なく公表及び他の目的に使用することはできない。

イ 電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負わない。

【別表1】参加申込みの提出書類

No.	書類	様式	部数
1	商業登記事項証明書の写し(発行日から3ヶ月以内)	—	1
2	自社施設であることが判断できる登記簿謄本の写し又は各種許可証の写し	—	1
3	工場認定証などの写し	—	1
4	「プラスチック中間処理業務委託」履行体制確認型提案評価 参加申込書	様式 第1号	1
5	事業者概要	様式 第2号	1
6	事業者実績(実績を証明する書類として、契約書の表紙及び記名押印のある部分を添付すること)	様式 第4号	1

【別表2】提案書等の提出書類

No.	書類	様式	部数
1	労働環境報告書	様式 第5号	1
2	履行体制の構築に対する考え方(通常時の受入体制、繁忙期の受入体制、施設の受入可能量、作業効率に対する配慮、管理体制、バックアップ体制、教育・研修・福利厚生、区の啓発への協力を明記すること)	様式 第6号	8
3	令和8年度見積書	様式 第7号	1